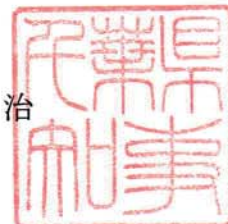


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市川市本行徳2554番地40
氏 名 株式会社タニヒラ
代表取締役 谷平 竜幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成26年10月6日

許可の有効年月日 平成31年8月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

切断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類, イ 金属くず,

ウ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (金属くずに付着したものに限る。)

(これらのうち, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年9月1日 新規許可

平成26年7月16日 変更届 (保管施設の変更)

平成26年10月6日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
切 断 施 設	廃プラスチック類 16.8 t/日 (2.1 t/時×8時間) 金属くず 70.4 t/日 (8.8 t/時×8時間) (平成16年7月12日)	1	千葉県市川市本行徳 2554番40, 2554番41
搬入廃棄物の保管場	40 m ² 50 m ³	1	
	24 m ² 36 m ³	1	
ダスト保管場	15 m ² 16 m ³	1	
処理後物保管場	37 m ² 133 m ³	1	

以下余白

